

令和6年度

船橋市下水道事業会計予算

議案第10号

令和6年度船橋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度船橋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	処理区域内人口	600,729人
(2)	年間有収水量	55,233,863m ³
(3)	主要な建設改良事業	
	管渠整備事業	6,562,300千円
	処理場整備事業	2,894,676千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第1款	下水道事業収益	17,732,647千円	
第1項	営業収益	11,961,136千円	
第2項	営業外収益	5,771,411千円	
第3項	特別利益	100千円	
		支	出
第1款	下水道事業費用	17,549,112千円	
第1項	営業費用	15,780,871千円	
第2項	営業外費用	1,718,141千円	
第3項	特別損失	100千円	
第4項	予備費	50,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,840,612千円は、減債積立金423,128千円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額337,000千円及び当年度分損益勘定留保資金6,080,484千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	資 本 的 収 入	15,594,623千円
第1項	企 業 債	9,292,200千円
第2項	出 資 金	2,027,387千円
第3項	補 助 金	3,559,700千円
第4項	負 担 金	696,880千円
第5項	貸 付 金 償 還 金	17,456千円
第6項	そ の 他 資 本 的 収 入	1,000千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	22,435,235千円
第1項	建 設 改 良 費	11,026,696千円
第2項	企 業 債 償 還 金	11,332,439千円
第3項	貸 付 金	26,100千円
第4項	予 備 費	50,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	飯 山 満 川 1号幹線管渠 築 造 事 業	5,293,000	令和6年度	205,000
				令和7年度	702,000
				令和8年度	2,940,000
				令和9年度	1,331,000
				令和10年度	115,000
		宮 本 ポ ン プ 場 遠 方 監 視 制 御 設 備 更 新 事 業	357,709	令和6年度	127,800
				令和7年度	229,909
		中 山 ポ ン プ 場 遠 方 監 視 制 御 設 備 更 新 事 業	660,000	令和6年度	166,000
				令和7年度	166,000
				令和8年度	328,000
		西 浦 下 水 処 理 場 合 流 2 系 沈 砂 池 設 備 更 新 事 業	1,417,400	令和6年度	501,800
				令和7年度	392,700
令和8年度	522,900				

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西浦下水処理場水処理設備更新事業	4,241,700	令和6年度	1,021,000
				令和7年度	797,000
				令和8年度	2,423,700
		高瀬下水処理場沈砂池設備更新事業	752,200	令和6年度	267,000
				令和7年度	164,400
				令和8年度	320,800

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事項	期間	限度額
中山管渠用地借上料	令和6年度～令和8年度	契約期間内における借上料
受益者負担金システム運用管理業務委託料	令和6年度～令和7年度	4,566

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	9,292,200	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用の間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

815,275千円

(他会計からの補助金)

第11条 下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、699,800千円である。

令和6年2月13日提出

船橋市長 松戸 徹